

# 平成27年度〔平成27年4月 1日から 平成28年3月31日まで〕事業報告書

## 1. 保険会社の現況に関する事項

### (1)事業の経過及び成果等

#### <経営環境>

平成27年度のわが国経済は、輸出・生産面に新興国経済の減速の影響が表れ、年度末にかけて消費者マインドに足踏みがみられたものの、企業収益が増加基調を維持するとともに、雇用・所得環境の着実な改善等を背景に、基調としては緩やかな回復が続きました。また、金融政策面においては、平成28年1月に、2%の物価安定目標の実現のためマイナス金利の導入が決定されました。

生命保険業界では、お客さまのライフスタイルが多様化する中で、ニーズに沿った保障を提供できるよう商品の充実が図られるとともに、今後の更なる成長に向け、多様なチャネル戦略や海外事業展開が進められました。また、会社の持続的成長と中長期的な企業価値向上に向けたコーポレートガバナンス強化やスチュワードシップ活動への取組みが推進されました。さらに、年度後半には、国内金利が一層低下したことを受けて各社で商品販売面等の対応が進められました。

#### <事業の経過及び成果>

こうした環境のもと、3ヵ年計画「スミセイ中期経営計画2016」の2年目にあたる平成27年度は、引き続き「ブランド戦略」をすべての活動の根幹と位置づけてサービス品質の維持・向上や経営基盤の強化を図りながら、本計画の柱である「成長戦略」の更なる加速に向けて取り組みました。

#### (サービス面・販売面の取組み)

個人保険分野では、営業職員による保険販売を中核としつつ、生命保険の加入経路の多様化に的確に対応できるよう金融機関等を通じたマルチチャネル戦略に取り組んでおります。

営業職員による保険販売については、一人ひとりがお客さまにとっての「理想のライフデザイナー」となれるよう、四半期ごとの採用・育成体制のもとで優秀人材の採用と入社後の初期教育の充実に取り組むとともに、成長ステップに応じて継続的に教育を行うことで、対面でのコンサルティングとサービスの強化を図っております。

営業活動面では、「未来診断※1」を活用したコンサルティング力のレベルアップに取り組み、将来必要となる保障額や備えるべきリスクを確認いただきながら、総合保障型商品を中心にお客さまのニーズに応じた最適な保障の提供に努めました。その中で、平成27年9月に、単身世帯や共働き世帯の増加といったライフスタイルの多様化に伴う生前保障ニーズの一層の高まりを踏まえ、お客さま一人ひとりのニーズにより柔軟にお応えできるよう、従来の「生命保険」から働けなくなるリスクに備える「生活保険」への進化をコンセプトとした主力商品「未来デザイン1UP（ワンアップ）※2」を発売しました。本商品は、病気や怪我で働けなくなるリスクを幅広くカバーするとともに、これまで一体で提供してきた生前保障と死亡保障を分離することで各保障額を自在に設定でき、リスクごとに必要な保障を合理的に準備可能という特徴を有しております。こうした点が若年層をはじめ多くのお客さまに好評いただき、販売実績は好調に推移しました。また、本商品の発売に併せて、重度の生活習慣病を保障する特約等についても保障内容を充実させております。

こうした総合保障型商品への取組みに加え、税制改正を背景とした相続対策への関心や老後の生活資金準備に対するニーズの高まりを踏まえ、一時払終身保険や個人年金保険等の貯蓄性商品の販売を推進し、平成27年7月には一時払終身保険のラインアップを充実させました。さらに、生保・損保の総合生活保障の観点から、三井住友海上火災保険株式会社との業務提携のもと、同社の損害保険の販売に取り組みしました。

ご契約者への対応の面では、定期訪問等を通じてご契約内容や必要な手続きがないかの確認を行う「スミセイ未来応援活動」に取り組まれました。また、昨今の高齢化の進行も踏まえ、高齢のお客さまへの対応として、各種帳票をわかりやすい観点から見直すとともに、アフターフォローの面でお客さまの現況とご家族の連絡先等の確認を着実に進めております。さらに、保険金・給付金支払時においては、お支払いの迅速化に向けた取組みを推進するとともに、給付金支払手続きの際やご遺族と接する際の心構え等をまとめた教材（給付金・保険金グリーフケアブック）を使用した社内教育を強化するなど、お客さまに寄り添った親身な対応の実現に努めました。

※1：お客さまの現在の収入・支出や将来の収支計画等に応じた必要保障額を確認いただいたうえで必要保障額に基づいた合理的な保障内容を提案することができる、営業用携帯端末「SumiseiLief（スミセイリーフ）」に搭載した販売ツールです。

※2：主力商品「W（ダブル）ステージ」「ライブワン」に「生活障害収入保障特約（通減型）」を付加したプランを「未来デザイン1UP」と呼称しております。なお、「1UP」は「生活障害収入保障特約（通減型・固定型）」の付加された商品に追加で付与する呼称です。

サービス面の取組みとしては、こうした営業職員を通じたアフターフォローの強化に努めるとともに、従来の付帯サービスに加えて、「未来デザイン1UP」のご契約者等を対象に、障害年金に関する電話相談が可能なサービスを導入しました。また、お客さまの利便性向上に向けて、営業用携帯端末を用いて出金や住所変更等の手続きが即座に完了する「LiefDirect（リーフダイレクト）」の活用推進に加え、マイナンバー制度導入を機に、各種手続き時のお客さまの本人確認を営業用携帯端末で行えるようにするとともに、個人保険の新契約申込書への押印を不要とするなど、事務手続きの迅速化・簡素化に取り組みました。

金融機関を通じた保険販売においては、主力商品である一時払終身保険の販売に取り組むとともに、お客さまの多様なニーズにお応えするため、平準払商品について取扱代理店の増加を図りながら終身保険・個人年金保険等の販売を推進しました。また、金融機関を通じて販売している商品を保険ショップに供給することで代理店における販売量の増加を図りました。さらに、日本郵政グループ各社を通じた保険販売においては、引き続き限定告知型の死亡・医療保障商品の販売を推進しました。

企業保険分野では、総合的な企業福祉制度の実現をサポートするため、企業に対する制度提案コンサルティングを推進し、福利厚生制度の充実を図る商品の提供に努めております。その中で、特に、健康・医療に関する相談サービスを付帯した総合福祉団体定期保険の販売を推進するとともに、確定拠出年金制度について、平成27年4月に、掛金設定を全社員一律とするなど制度設計を簡素化した新たなプランの提供を開始しました。さらに、企業へのサービス提供の観点から、従業員を対象としたライフプラン等に関するセミナーを積極的に開催しました。

こうした取組みの結果、平成27年度の業績の概況は次のとおりとなりました。

個人保険・個人年金保険の新契約の年換算保険料は、「未来デザイン1UP」を含む主力商品や貯蓄性商品の販売が好調であった影響等により前年度比24.2%増の1692億円となりました。解約・失効契約の年換算保険料は、営業職員チャネルにおける解約が減少した影響等により前年度比1.5%減の864億円となりました。保有契約全体の年換算保険料は、新契約年換算保険料の増加の影響等により前年度末比1.4%増の2兆1934億円となりました。また、お客さまの満足度をはかる指標として重視している保険契約の継続率※3については、13月目継続率で96.6%（前年度末比増減なし）、25月目継続率で93.2%（同0.2ポイント増）と順調に推移しております。

次に、団体保険の年度末の保有契約高は31兆5591億円（前年度末比0.5%減）、団体年金保険の年度末の保有契約高は2兆5555億円（同4.4%減）となりました。

※3：保険契約の継続率とは、対象期間内に募集した新契約の年換算保険料の合計のうち、契約後13月目（13月目継続率）募集対象年月：平成25年11月から平成26年10月まで、25月目（25月目継続率）募集対象年月：平成24年11月から平成25年10月まで）に継続している契約の年換算保険料の割合です。

## 【個人保険および個人年金保険】

## ・年換算保険料

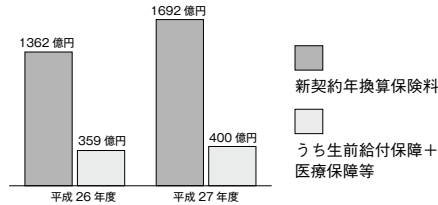
|                | 平成27年度 | 前年度比   |
|----------------|--------|--------|
| 新契約            | 1692億円 | 24.2%増 |
| うち生前給付保障＋医療保障等 | 400億円  | 11.3%増 |

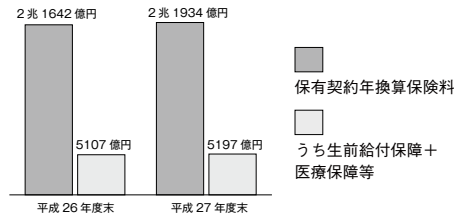
|                | 平成27年度末  | 前年度末比 |
|----------------|----------|-------|
| 保有契約           | 2兆1934億円 | 1.4%増 |
| うち生前給付保障＋医療保障等 | 5197億円   | 1.8%増 |

(注) 1. 年換算保険料は、1回あたりの保険料について保険料の支払方法に応じた係数を乗じ、1年あたりの保険料に換算した金額等(一時払契約等は保険料を保険期間で除した金額等)を計上しております。  
 2. 生前給付保障の年換算保険料は、就労不能・介護給付、特定疾病給付、重度慢性疾患給付、特定重度生活習慣病給付および保険料の払込みを免除する特約の給付に該当する部分の合計額です。  
 3. 医療保障の年換算保険料は、入院給付、手術給付等に該当する部分の合計額です。

## ●新契約年換算保険料



## ●保有契約年換算保険料



## ・保険金額

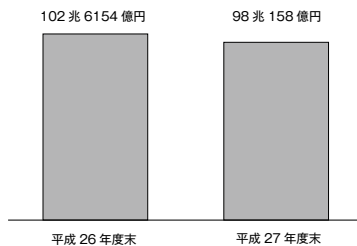
|       | 平成27年度   | 前年度比   |
|-------|----------|--------|
| 新契約高  | 3兆3532億円 | 27.7%減 |
| 減少契約高 | 7兆9528億円 | 5.3%減  |

|       | 平成27年度末   | 前年度末比 |
|-------|-----------|-------|
| 保有契約高 | 98兆0158億円 | 4.5%減 |

(注) 1. 新契約高には転換による純増加および保障一括見直しによる純増加を含みます。  
 2. 減少契約高の主なものは、死亡、満期、保険金額の減少、解約、失効です。  
 3. 個人保険の金額は、主たる保障額です。  
 4. 個人年金保険の金額は、年金支払開始前契約の年金支払開始時における年金原資と年金支払開始後契約の責任準備金との合計額です。

## ●保有契約高

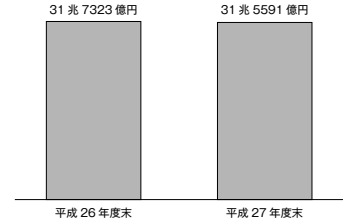


## 【団体保険および団体年金保険】

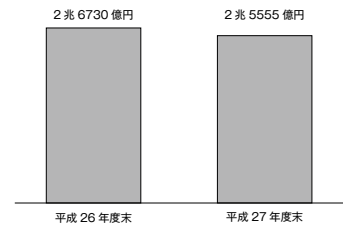
|        |       | 平成27年度末   | 前年度末比 |
|--------|-------|-----------|-------|
| 団体保険   | 保有契約高 | 31兆5591億円 | 0.5%減 |
| 団体年金保険 | 保有契約高 | 2兆5555億円  | 4.4%減 |

(注) 1. 団体保険の金額は、主たる保障額です。  
 2. 団体年金保険の金額は、責任準備金です。

## ●団体保険保有契約高



## ●団体年金保険保有契約高



子会社によるマルチチャネル戦略の取組みとして、保険ショップ・金融機関等を通じた商品提供を行っているメディケア生命保険株式会社では、医療保険を中心に販売を推進しました。その中で、商品面では、平成27年5月に、喫煙の状況等に応じた保険料体系で必要な死亡保障を準備可能な商品を発売しました。また、平成27年11月に、入院前後に生じる費用負担への備えを充実させた医療保障特約を発売しました。さらに、先進医療に係る給付金を医療機関に直接お支払いしてお客さまの一時的な経済的負担を軽減するサービスを開始しました。一方、保険ショップを展開しているいずみライフデザイナーズ株式会社では、保険加入時の比較検討ニーズにお応えできるよう、取扱商品のラインアップを拡充するとともにお客さまへの的確なコンサルティングに努めました。

## (海外事業)

海外事業については、日本国内での成長戦略に加え、高い成長が期待されるアジアの生命保険市場の成長と先進国の生命保険市場の安定的な収益性を取り込むことにより、中長期的な当社グループの収益基盤の多様化と企業価値の持続的成長を果たすことを目的に取り組んでおります。こうした中、米国の上場生命保険グループであるシメトラ社 (Symetra Financial Corporation) を買収し、平成28年2月に当社の完全子会社としました。

## (資産運用面の取組み)

資産運用面では、契約期間が長期にわたる生命保険契約の負債特性に応じて資産を管理するALM<sup>※4</sup>の推進を基本方針として、円金利資産を中心とした運用を行い、許容されるリスクの範囲内で収益向上への取組みを行っております。こうした方針のもと、国内金利が低水準で推移したことから、資産運用収益の向上のため、国内債券への投資を抑制し、相対的に金利の高い為替ヘッジ付外国債券投資や新たな資産運用手段の活用を進めました。具体的には、投資対象国の拡大や海外社債への投資に加え、インフラ関連向けや企業の海外進出支援を目的とした成長分野への投融資等に取り組みました。さらに、投資先企業の中長期的な株式価値向上を図るため、引き続き当該企業との対話を推進するなどステークホルダーシップ活動に積極的に取り組みました。

※4: ALM (Asset Liability Management) とは、リスクを適切にコントロールしつつ収益向上を図る観点から資産と負債を総合的に管理する手法です。

## (資本政策面の取組み)

資本政策面について、自己資本の構築にあたっては内部留保の充実を図ることを基本とし、外部調達資本はこれを補うものと位置づけており、平成22年度に募集した基金700億円を平成27年7月に償却しました。一方、年度末にかけての国内金利の低下を受け、強固な財務基盤の維持を図るため、平成28年4月に、劣後特約付社債を1000億円を上限として同年9月末までに発行できることを決定しております。

### （経営管理面の取組み）

経営管理面では、平成27年7月に、コーポレートガバナンスの一層の強化、経営の透明性および判断の客観性の更なる向上、意思決定の迅速化を実現する観点から指名委員会等設置会社に移行しました。移行にあたり、取締役会については社外の知見の積極的な経営への反映や取締役の多様性の観点も踏まえて社外取締役を過半数とするともに、法定の指名委員会・監査委員会・報酬委員会については各委員長を社外取締役としております。また、執行役への権限委譲や取締役会の監督機能の強化等、移行の実効性を高めるための体制整備を進めました。さらに、中長期の経営戦略や事業展開等に関し、社外取締役同士、あるいは社外取締役と代表執行役による意見交換を促進して社外取締役の知見を経営に反映していく観点から、全社外取締役を構成員とする「社外取締役経営協議会」を設置するとともに、実効的なコーポレートガバナンスの実践のための基本方針と運営方針を定めた「コーポレートガバナンス・ガイドライン」を制定しました。

加えて、健全な財務基盤を確保し、お客さまに保険金等を確実にお支払いできるようリスク管理の高度化に取り組むとともに、大規模災害等への備えとして危機管理体制・業務継続体制の継続的な整備を行っており、その中で、サイバー攻撃への対応体制の強化を図っております。また、マイナンバー制度への対応として、個人番号の取扱いに関する方針・ルールの策定を行い、個人番号の取得等を安全・確実に実施するための事務体制を構築しました。

### （収支・資産等の概況）

平成27年度の収支・資産等の概況は次のとおりとなりました。

収支の概況について、収入面では、保険料等収入が3兆220億円（前年度比17.2%増）、資産運用収益が5851億円（同33.6%減）、支出面では、保険金等支払金が2兆4775億円（同7.6%増）、資産運用費用が880億円（同56.5%減）、事業費が3365億円（同3.4%増）となりました。こうした結果、経常利益は2375億円（同4.8%増）となりました。これに特別損益を加えた結果、当期純剰余金は833億円（同38.3%減）となりました。

また、当期末処分剰余金は878億円（前年度比20.6%減）となりました。

基礎利益については3082億円（前年度比25.0%減）となりました。当社では、変額年金保険について、期末時点の株価や為替の水準が満期まで継続したとしても将来の年金を確実にお支払いできるように、法令の定めに基づき標準責任準備金を積み立てておりますが、前年度末ではこの積み立てのうち455億円が戻入となった一方、当年度末は148億円を追加で積み立てました。これが基礎利益減少の主な要因であり、この要因を除いた実質的な収益は堅調に推移しております。この基礎利益等をもとに引き続き内部留保を積み増し、財務基盤の強化を図っております。

年度末の総資産については27兆6415億円（前年度末比1.0%増）となりました。

当社では、将来の保険金等のお支払いに備えて、法令の定めに基づき、標準責任準備金の対象契約については標準責任準備金を、それ以外の契約については平準純保険料式の責任準備金を積み立てており、その額は年度末で23兆9321億円（前年度末比1.6%増）となりました。なお、平成18年度から、新たに年金支払いを開始した個人年金保険契約について、原則として年金支払開始時点での標準基礎率を適用し、責任準備金を追加で積み立てております。

保険金等の支払余力を表すソルベンシー・マージン比率については、835.4%（前年度末比108.8ポイント減）と引き続き十分な水準を確保しております。

### <対処すべき課題>

中期経営計画の最終年度である平成28年度は、本計画に掲げた目標の達成に向けて、引き続きすべての活動の根幹である「ブランド戦略」を基軸として、「お客さまにとっての価値向上」「成長戦略」「経営基盤の強化」の枠組みに沿って各種取組みを進めてまいります。また、国内金利水準が大きく低下するなど経済環境が変化する中、資産運用面だけでなく、保険販売面等への影響も含めグループベースで幅広くリスク状況等を考慮し、必要に応じて機動的な対応策を講じてまいります。

「お客さまにとっての価値向上」に向けた取組みとしては、ご加入からお支払いにいたる各場面において、お客さまが期待される水準のサービス提供等を徹底するとともに、その期待を上回る高品質な対応を実現できるよう取り組んでまいります。特に、営業職員による定期訪問活動の更なる推進や事務手続きにおける利便性向上などお客さまサービスの充実を図るとともに、高齢の契約者へのアフターフォローをはじめお客さま保護に向けた取組みを一層強化してまいります。

「成長戦略」としては、営業職員チャネルについて、引き続き優秀人材の採用・育成を強化することで、定着率の向上と在籍数の増加を図ってまいります。こうした保険販売の担い手の確保と教育に努めるとともに、「未来診断」を活用した納得感のあるコンサルティングや質の高いアフターサービスに注力し、主力商品「未来デザ

イン1UP」について、積極的なプロモーションを展開しながら若年層をはじめ販売を推進することで、就労不能保障という新たなマーケットで業績拡大を図ってまいります。また、多様なお客さまニーズへの対応に向けたマルチチャネル戦略においては、先行進出メリットを活かして各代理店との関係強化を図りながら、住友生命グループ全体で最適な保障の提案と適切なサービスの提供に取り組んでまいります。さらに、海外事業については、米国のシメトラ社に対するガバナンス態勢の高度化を進め、同社の完全子会社化による収益基盤の強化、リスク分散、米国市場の成長性の享受等を通じて長期的なご契約者利益の向上を目指すとともに、アジアの既存投資先への技術援助による企業価値の向上や海外人材の育成に引き続き注力してまいります。

「経営基盤の強化」に向けては、引き続き指名委員会等設置会社の枠組みを活かし、コーポレートガバナンスの高度化を図る中において、グループベースでの経営管理のレベルアップに取り組んでまいります。さらに、特に資産運用面では、金融・経済情勢の動向を踏まえ、低金利環境下における資産運用リスクの適切なコントロールと更なる資産運用収益の向上に努めることで、安定的な収益・財務基盤の構築を図ってまいります。また、当社を支える人材の更なる能力発揮という面で、女性の活躍に向けた取組みなどダイバーシティの推進を図ってまいります。女性管理職の割合については順調に向上しており、引き続き女性の活力発揮に向けて取り組んでまいります。

こうした取組みを着実に実行していくことで、「お客さまから見て『薦めたい』会社」「職員から見て『いきいきと働ける』会社」「社会から見て『なくてはならない』会社」の実現を目指してまいります。

## (2)財産及び損益の状況の推移

| 区 分        |        | 平成24年度     | 平成25年度     | 平成26年度     | 平成27年度(当期) |
|------------|--------|------------|------------|------------|------------|
| 年度末契約高     |        | 兆 億円       | 兆 億円       | 兆 億円       | 兆 億円       |
|            | 個人保険   | 97 4876    | 92 9696    | 89 0604    | 84 0193    |
|            | 個人年金保険 | 13 6181    | 13 4088    | 13 5550    | 13 9964    |
|            | 団体保険   | 32 3065    | 31 8902    | 31 7323    | 31 5591    |
|            | 団体年金保険 | 2 6248     | 2 6577     | 2 6730     | 2 5555     |
|            | その他の保険 | 2346       | 2282       | 2228       | 2173       |
|            |        | 兆 億 百万円    | 兆 億 百万円    | 兆 億 百万円    | 兆 億 百万円    |
| 保険料等収入     |        | 3 1447 77  | 2 5042 38  | 2 5795 17  | 3 0220 00  |
| 資産運用収益     |        | 8946 22    | 8222 07    | 8806 29    | 5851 54    |
| 保険金等支払金    |        | 1 9401 23  | 2 2135 32  | 2 3025 38  | 2 4775 69  |
| 経常利益       |        | 2283 16    | 2436 84    | 2265 20    | 2375 03    |
| 当期純剰余      |        | 1132 22    | 1289 60    | 1352 06    | 833 87     |
| 社員配当準備金繰入額 |        | 583 30     | 601 41     | 593 58     | 515 48     |
| 総資産        |        | 26 4641 07 | 26 4773 37 | 27 3610 19 | 27 6415 83 |

- (注) 1. その他の保険には、財形保険、財形年金保険、医療保障保険、就業不能保障保険が含まれております。  
2. 各保険種類の年度末契約高は次によります。  
a. 個人保険、団体保険の金額は、主たる保障額です。  
b. 個人年金保険の金額は、年金支払開始前契約の年金支払開始時における年金原資と年金支払開始後契約の責任準備金との合計額です。  
c. 団体年金保険の金額は、責任準備金です。

## (3)支社等及び代理店の状況

| 区 分      | 前期末   | 当期末   | 当期増減(△) |
|----------|-------|-------|---------|
|          | 店     | 店     | 店       |
| 支社       | 73    | 77    | 4       |
| 事業部      | 12    | 12    | 0       |
| 支部       | 1,413 | 1,404 | △9      |
| 海外駐在員事務所 | 4     | 4     | 0       |
| 計        | 1,502 | 1,497 | △5      |
| 代理店      | 493   | 491   | △2      |

(注) 平成28年3月28日付で、支社傘下の組織である営業支社4店をすべて支社としました。

## (4)使用人の状況

| 区 分  | 前期末    | 当期末    | 当期増減(△) | 当期末現在 |        |        |
|------|--------|--------|---------|-------|--------|--------|
|      |        |        |         | 平均年齢  | 平均勤続年数 | 平均給与月額 |
|      | 名      | 名      | 名       | 歳     | 年      | 千円     |
| 内務職員 | 11,109 | 11,001 | △108    | 45    | 15     | 345    |
| 営業職員 | 31,006 | 31,244 | 238     | 49    |        |        |

## (5)主要な借入先の状況

該当事項はありません。

## (6)資金調達の状況

平成27年7月に、基金700億円を償却しました。

## (7)設備投資の状況

イ 設備投資の総額 (単位：百万円)

|         |        |
|---------|--------|
| 設備投資の総額 | 21,219 |
|---------|--------|

(注) 設備投資の総額は、有形固定資産及び無形固定資産に係るものです。

## □ 重要な設備の新設等

平成27年度は、国内不動産の取得・改修およびソフトウェアの取得等、ならびに国内不動産の売却等を実施しましたが、重要な設備の新設、拡充、改修、および重要な設備の処分、除却として特記する事項はありません。

## (8)重要な子会社等の状況

## a. 子会社(保険業法第2条第12項に規定する子会社)

| 会 社 名                         | 所在地        | 主要な<br>事業内容     | 設立年月日       | 資本金                | 当社が有する<br>子会社等の<br>議決権比率 |
|-------------------------------|------------|-----------------|-------------|--------------------|--------------------------|
| メディケア生命保険株式会社                 | 東京都<br>江東区 | 生命保険業           | 平成21年10月1日  | 27,500百万円          | 100%                     |
| スミセイ情報システム株式会社                | 大阪府<br>大阪市 | コンピューター<br>関連業務 | 昭和46年5月12日  | 300百万円             | 100%                     |
| 株式会社スミセイ・サポート&コンサルティング        | 東京都<br>新宿区 | 保険募集業           | 平成7年4月3日    | 200百万円             | 100%                     |
| 株式会社スミセイビルマネジメント              | 東京都<br>江東区 | 不動産維持管理業        | 昭和42年6月1日   | 100百万円             | 100%                     |
| いずみライフデザイナーズ株式会社              | 東京都<br>港区  | 保険募集業           | 昭和58年1月4日   | 100百万円             | 100%                     |
| スミセイビジネスサービス株式会社              | 大阪府<br>大阪市 | 事務処理代行業         | 昭和60年1月4日   | 70百万円              | 100%                     |
| 株式会社スミセイハーモニー                 | 大阪府<br>大阪市 | 事務受託業           | 平成13年2月1日   | 50百万円              | 100%                     |
| 住生物産株式会社                      | 大阪府<br>大阪市 | 物品販売業           | 昭和44年1月13日  | 10百万円              | 100%                     |
| 株式会社シーエスエス                    | 大阪府<br>大阪市 | 収納代行業           | 昭和51年2月16日  | 10百万円              | 100%                     |
| スミセイ保険サービス株式会社                | 大阪府<br>大阪市 | 生保確認業           | 昭和53年5月1日   | 15百万円              | 80%<br>(100%)            |
| 新宿グリーンビル管理株式会社                | 東京都<br>新宿区 | 不動産維持管理業        | 昭和60年10月30日 | 20百万円              | 3.52%<br>(64.70%)        |
| Symetra Financial Corporation | Bellevue   | 金融持株会社          | 平成16年2月25日  | 1百万米ドル<br>(140百万円) | 100%                     |

## b. 関連法人等(保険業法施行令第13条の5の2第4項に規定する関連法人等)

| 会 社 名                 | 所在地         | 主要な<br>事業内容             | 設立年月日       | 資本金                                  | 当社が有する<br>子会社等の<br>議決権比率 |
|-----------------------|-------------|-------------------------|-------------|--------------------------------------|--------------------------|
| 日本ビルファンドマネジメント株式会社    | 東京都<br>千代田区 | 投資信託委託業および<br>投資法人資産運用業 | 平成12年9月19日  | 495百万円                               | 35%                      |
| 三井住友アセットマネジメント株式会社    | 東京都<br>港区   | 投資運用業                   | 昭和60年7月15日  | 2,000百万円                             | 27.5%                    |
| ジャパン・ペンション・ナビゲーター株式会社 | 東京都<br>中央区  | 確定拠出年金<br>運営管理業         | 平成12年9月21日  | 1,600百万円                             | 15.95%                   |
| PT BNI Life Insurance | Jakarta     | 生命保険業                   | 平成8年11月28日  | 300,699<br>百万円(約2,555百万円)            | 39.99%                   |
| Baoviet Holdings      | Hanoi       | 金融持株会社                  | 平成19年10月15日 | 6,804,714<br>百万ベトナムドン<br>(34,379百万円) | 18.00%                   |

(注) 1. 当社の連結される子会社及び子法人等、持分法適用の関連法人等のうち重要なものについて記載しております。なお、上記のほか、Symetra Financial Corporation傘下の生命保険業を営む会社等12社が子会社、Baoviet Holdings傘下の生命保険業を営む会社等3社が持分法適用の関連法人等となっておりますが、記載を省略しております。

2. 当社が有する子会社等の議決権比率の( )内は、当社と当社の子会社が保有する議決権を合計した割合です。

3. 資本金の( )内には、当事業年度の末日の為替相場により換算した円貨額を記載しております。

## (9)事業の譲渡・譲受け等の状況

| 事業譲渡等の日付    | 事業譲渡等の状況                                                                                    |
|-------------|---------------------------------------------------------------------------------------------|
| 平成27年 4月28日 | 当社は、当社の関連法人等であるBaoviet Holdingsの傘下子会社に関して、当社との関係を見直した結果、同社傘下の5社のうち2社は当社の関連法人等ではなくなりました。     |
| 平成27年 5月 1日 | 当社は、当社の子会社であるSumitomo Life Insurance Agency America, Inc. を譲渡しました。これにより、同社は当社の子会社ではなくなりました。 |
| 平成28年 2月 1日 | 当社は、Symetra Financial Corporationの発行済株式をすべて取得しました。これにより、同社および同社の傘下子会社12社は当社の子会社となりました。      |

## 2. 会社役員に関する事項

### (1) 会社役員の状況

#### a. 取締役

(年度末現在)

| 氏 名    | 地位及び担当                         | 重要な兼職                                                                                                                            | その他                                        |
|--------|--------------------------------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|--------------------------------------------|
| 佐藤 義雄* | 取締役会長<br>指名委員<br>報酬委員          | ・読売テレビ放送株式会社 社外取締役<br>・パナソニック株式会社 社外監査役<br>・サカタインクス株式会社 社外監査役                                                                    |                                            |
| 橋本 雅博* | 取締役<br>指名委員<br>報酬委員            |                                                                                                                                  |                                            |
| 山口 博   | 取締役<br>監査委員                    |                                                                                                                                  |                                            |
| 野呂 幸雄* | 取締役                            |                                                                                                                                  |                                            |
| 本城 正哉* | 取締役                            |                                                                                                                                  |                                            |
| 本林 徹   | 取締役<br>(社外役員)<br>監査委員長<br>指名委員 | ・井原・本林法律事務所 パートナー                                                                                                                |                                            |
| 藤沼 亜起  | 取締役<br>(社外役員)<br>報酬委員長<br>監査委員 | ・日本公認会計士協会 相談役<br>・住友商事株式会社 社外監査役<br>・野村ホールディングス株式会社 社外取締役<br>・野村證券株式会社 社外取締役<br>・武田薬品工業株式会社 社外監査役<br>・株式会社セブン&アイ・ホールディングス 社外監査役 | 公認会計士の資格を有しており、財務および会計に関する相当程度の知見を有しております。 |
| 大日向 雅美 | 取締役<br>(社外役員)<br>指名委員<br>監査委員  | ・恵泉女学園大学大学院平和学研究科 教授<br>・特定非営利活動法人あい・ぼーとステーション 代表理事                                                                              |                                            |
| 杉山 武彦  | 取締役<br>(社外役員)<br>監査委員<br>報酬委員  | ・一般財団法人運輸政策研究機構 副会長・運輸政策研究所所長<br>・空港施設株式会社 社外取締役                                                                                 |                                            |
| 山下 徹   | 取締役<br>(社外役員)<br>指名委員長<br>報酬委員 | ・株式会社エヌ・ティ・ティ・データ 相談役<br>・三井不動産株式会社 社外取締役<br>・エーザイ株式会社 社外取締役                                                                     |                                            |
| 矢吹 公敏  | 取締役<br>(社外役員)<br>指名委員<br>報酬委員  | ・矢吹法律事務所 パートナー<br>・株式会社リコー 社外監査役                                                                                                 |                                            |

(注) 1. \*印を付した取締役は、執行役を兼務しております。

2. 監査委員会については内部監査部門をはじめとした社内関連部門との十分な連携が必要であることを踏まえ、監査の実効性を確保する観点から、社内取締役である山口博を常勤の監査委員として選定しております。

3. 取締役大日向雅美は、平成28年4月1日付で恵泉女学園大学学長に就任しました。これにより、平成28年4月1日時点の重要な兼職は以下のとおりとなります。

- ・恵泉女学園大学 学長
- ・特定非営利活動法人あい・ぼーとステーション 代表理事

## b. 執行役

(年度末現在)

| 氏 名    | 地位及び担当  | 重要な兼職                                                                           | その他                                  |
|--------|---------|---------------------------------------------------------------------------------|--------------------------------------|
| 佐藤 義雄* | 代表執行役   | ・「a. 取締役」参照                                                                     |                                      |
| 橋本 雅博* | 代表執行役社長 |                                                                                 |                                      |
| 野呂 幸雄* | 代表執行役専務 | [事務サービス企画部、契約サービス部、お客さまサービス部、保険金部、契約審査部、法人総合サービス部] 担当                           |                                      |
| 本城 正哉* | 代表執行役専務 | [企画部、勤労部、人事部、商品部] 担当                                                            |                                      |
| 篠原 秀典  | 執行役専務   | [代理店事業部、代理店事業管理部、代理店営業部、情報システム部、金融総合法人部] 担当                                     |                                      |
| 乾 真人   | 執行役常務   | [内部監査企画部、内部監査部] 担当                                                              |                                      |
| 古河 久人  | 執行役常務   | [調査広報部、ブランドコミュニケーション部、財務部] 担当                                                   |                                      |
| 荒木 登志松 | 執行役常務   | [年金事業部、法人総括部、公法人部、第1総合法人部、都心法人推進部] 担当                                           |                                      |
| 藤戸 方人  | 執行役常務   | [運用企画部、不動産部、株式運用部、資金債券運用部、特別勘定運用部] 担当                                           |                                      |
| 河野 伸三  | 執行役常務   | [国際業務部、事業企画部] 担当                                                                | ・ PT BNI Life Insurance Commissioner |
| 松本 英晴  | 執行役常務   | [総務部、リスク管理統括部、コンプライアンス統括部、お客さま満足推進部、運用審査部] 担当                                   |                                      |
| 長瀧 研一  | 執行役常務   | [教育部、教育研修所、営業企画部、ウェルズ開発部、営業総括部、営業人事部、損保事業部、都心営業総局、大阪営業総局、北海道事業本部、神奈川・千葉事業本部] 担当 |                                      |
| 藤井 裕嗣  | (執行役常務) |                                                                                 | 平成27年11月30日<br>辞任                    |
| 大下 亮   | (執行役常務) |                                                                                 | 平成28年3月27日<br>辞任                     |
| 青戸 雅之  | (執行役常務) |                                                                                 | 平成28年3月27日<br>辞任                     |

(注) 1. \*印を付した執行役は、取締役を兼務しております。

2. 平成28年4月1日付で、執行役常務に角英幸が就任しております。

## (2) 会社役員に対する報酬等

(単位: 百万円)

| 区 分 | 支給人数 | 報酬等 |
|-----|------|-----|
| 取締役 | 19   | 302 |
| 監査役 | 5    | 38  |
| 執行役 | 15   | 554 |
| 計   | 39   | 895 |

- (注) 1. 当社は平成27年7月2日付で監査役会設置会社から指名委員会等設置会社へ移行しており、同日付で監査役5名は退任しております。  
 2. 取締役と執行役の兼務者の支給人数および報酬等は、執行役の欄に記載しております。  
 3. 当社は平成27年7月2日の報酬委員会において「執行役および取締役の報酬等の内容の決定に関する方針」を決議しました。その内容は以下のとおりです。

- 基本方針  
 取締役・執行役の報酬等に関しては、取締役・執行役の職務の内容および当社の状況等を勘案して決定するものとする。  
 具体的には、以下の通りとする。
    - 契約者およびその他ステークホルダーに対する説明責任を果たしえる公正かつ合理性の高い報酬内容とする。
    - 企業価値の増大に向けた役員インセンティブを高める報酬内容とする。(経営の監督を担う非執行の取締役に對しては、本項目は適用しない)
    - 報酬等の水準は、外部専門機関の調査結果等を活用し、他社水準等を勘案し、誠実な業務遂行等を通じて持続的・安定的に成長する会社を目指すという役員の役割と責任および業績に報いるに相応しいものとする。
    - 優秀な人材を当社の取締役及び執行役として確保することができる報酬内容とする。
  - 報酬体系  
 業務執行を行う執行役と、経営の監督を担う非執行の取締役に別体系とする。
    - 取締役の報酬体系  
 取締役の職務は、経営の監督であり、その監督機能を十分に発揮できるよう、職務内容に応じた固定報酬とする。なお執行役を兼務する取締役に對しては、取締役に對する報酬は支給しない。
    - 執行役の報酬体系  
 執行役の報酬は「固定報酬」と「業績連動報酬」とで構成するものとする。なお使用人を兼務する執行役については、執行役の報酬のみとする。  
 具体的には、以下の通りとする。
      - 固定報酬  
 役位および職務内容に応じ決定する。
      - 業績連動報酬  
 役位及び職務内容別に定め、会社業績に応じ、一定の範囲内で決定する。  
 全社業績連動指標は前年度のE V事業収益の達成率(経営計画との対比)とし、その達成率を乗じて業績連動報酬を決定する。なお達成率は上下限を90%~120%とする。  
 (注1) 業績連動報酬は財務の健全性や規制等を踏まえ、またこれまでの水準を考慮し、報酬総額の約3割とする。部門評価対象の執行役に関しては業績連動報酬のうち、上記全社業績連動指標が70%、部門評価対象は30%とする。  
 (注2) 執行役には、中長期で顕著な業績貢献がある場合には、報酬委員会が決議の上、執行役在任期間のE Vの伸び率をベースに業績連動報酬に付加して報酬を支給することができる。
- 取締役および執行役への退任慰労金は、年功要素が強いため、平成18年に廃止している。
- 報酬の水準  
 同業他社も含め、産業界で中上位の水準を志向する。そのため外部専門機関の調査結果等入手し、報酬委員会にて適宜見直しを行うこととする。

## (3) 責任限定契約

| 氏 名                                               | 責任限定契約の内容の概要                                                                                              |
|---------------------------------------------------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 本林 徹<br>藤沼 亜起<br>大日向 雅美<br>杉山 武彦<br>山下 徹<br>矢吹 公敏 | 保険業法第53条の36の規定において準用する会社法第427条第1項の規定により、任務を怠ったことによる損害賠償責任を保険業法第53条の36の規定において準用する会社法第425条第1項第1号に掲げる額に限定する。 |

## 3. 社外役員に関する事項

## (1) 社外役員の兼職その他の状況

## a. 他の法人等の業務執行者との兼職その他の状況

| 氏 名    | 兼職その他の状況                                                                                                                               |
|--------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 本林 徹   | 井原・本林法律事務所 パートナー<br>当社と井原・本林法律事務所の間に特別な関係はありません。                                                                                       |
| 大日向 雅美 | 恵泉女学園大学大学院平和学研究科 教授<br>当社と学校法人恵泉女学園の間に特別な関係はありません。<br>特定非営利活動法人あい・ぼーとステーション 代表理事<br>当社は、特定非営利活動法人あい・ぼーとステーションに対し、子育て支援に関連した助成を行っております。 |
| 杉山 武彦  | 一般財団法人運輸政策研究機構 副会長・運輸政策研究所所長<br>当社と一般財団法人運輸政策研究機構の間に特別な関係はありません。                                                                       |
| 矢吹 公敏  | 矢吹法律事務所 パートナー<br>当社と矢吹法律事務所の間に特別な関係はありません。                                                                                             |

## b. 他の法人等の社外役員との兼職その他の状況

| 氏 名   | 兼職その他の状況                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                         |
|-------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 藤沼 亜起 | 住友商事株式会社 社外監査役<br>当社は、住友商事株式会社と保険の取引があります。また、同社の株式、債券を保有するとともに融資を行っております。<br>野村ホールディングス株式会社 社外取締役<br>当社は、野村ホールディングス株式会社と保険の取引があります。また、同社の株式、債券を保有するとともに融資を行っております。<br>野村證券株式会社 社外取締役<br>当社と野村證券株式会社の間に特別な関係はありません。<br>武田薬品工業株式会社 社外監査役<br>当社は、武田薬品工業株式会社の株式、債券を保有しております。<br>株式会社セブン&アイ・ホールディングス 社外監査役<br>当社は、株式会社セブン&アイ・ホールディングスの株式、債券を保有しております。 |
| 杉山 武彦 | 空港施設株式会社 社外取締役<br>当社は、空港施設株式会社と保険の取引があります。また、同社の株式を保有しております。                                                                                                                                                                                                                                                                                     |
| 山下 徹  | 三井不動産株式会社 社外取締役<br>当社は、三井不動産株式会社の株式、債券を保有するとともに融資を行っております。<br>エーザイ株式会社 社外取締役<br>当社は、エーザイ株式会社と保険の取引があります。また、同社の株式を保有するとともに融資を行っております。                                                                                                                                                                                                             |
| 矢吹 公敏 | 株式会社リコー 社外監査役<br>当社は、株式会社リコーと保険の取引があります。また、同社の株式を保有しております。                                                                                                                                                                                                                                                                                       |

c. 当社又は当社の特定関係事業者の業務執行者又は役員(業務執行者であるものを除く)との親族関係  
該当事項はありません。

## (2) 社外役員の主な活動状況

| 氏 名    | 在任期間        | 取締役会および各委員会への出席状況                                                     | 取締役会および各委員会における発言<br>その他の活動状況                |
|--------|-------------|-----------------------------------------------------------------------|----------------------------------------------|
| 本林 徹   | 平成20年7月1日就任 | 取締役会16回開催、<br>うち16回出席<br>指名委員会4回開催、<br>うち4回出席<br>監査委員会9回開催、<br>うち9回出席 | 法律の専門家として、当社の経営について有益な発言を行っております。            |
| 藤沼 亜起  | 平成20年7月1日就任 | 取締役会16回開催、<br>うち16回出席<br>監査委員会9回開催、<br>うち9回出席<br>報酬委員会4回開催、<br>うち4回出席 | 企業会計の専門家として、当社の経営について有益な発言を行っております。          |
| 大日向 雅美 | 平成21年7月2日就任 | 取締役会16回開催、<br>うち16回出席<br>指名委員会4回開催、<br>うち4回出席<br>監査委員会9回開催、<br>うち9回出席 | 社会保障分野の専門家として、当社の経営について有益な発言を行っております。        |
| 杉山 武彦  | 平成23年7月5日就任 | 取締役会16回開催、<br>うち15回出席<br>監査委員会9回開催、<br>うち9回出席<br>報酬委員会4回開催、<br>うち4回出席 | 経済学の専門家として、当社の経営について有益な発言を行っております。           |
| 山下 徹   | 平成27年7月2日就任 | 取締役会13回開催、<br>うち13回出席<br>指名委員会4回開催、<br>うち4回出席<br>報酬委員会4回開催、<br>うち3回出席 | ITシステム会社の代表取締役経験者として、当社の経営について有益な発言を行っております。 |
| 矢吹 公敏  | 平成27年7月2日就任 | 取締役会13回開催、<br>うち12回出席<br>指名委員会4回開催、<br>うち4回出席<br>報酬委員会4回開催、<br>うち4回出席 | 法律の専門家として、当社の経営について有益な発言を行っております。            |

- (注) 1. 本林徹、大日向雅美および杉山武彦の在任期間については、監査役就任からの期間を記載しており、平成27年7月2日の指名委員会等設置会社移行と同時に、取締役に選任され就任しております。なお、この3名については、取締役会への出席状況に監査役として出席した取締役会3回開催うち3回出席を含んでおります。
2. 山下徹および矢吹公敏については、平成27年7月2日の取締役就任以降、当事業年度に開催された取締役会への出席状況を記載しております。
3. 指名委員会、監査委員会および報酬委員会については、平成27年7月2日の指名委員会等設置会社移行後、当事業年度に開催された各委員会への出席状況を記載しております。

### (3) 社外役員に対する報酬等

(単位: 百万円)

|       | 支給人数 | 保険会社からの報酬等 | 保険会社の親会社等からの報酬等 |
|-------|------|------------|-----------------|
| 報酬等合計 | 8    | 104        | —               |

## 4. 基金に関する事項

### (1) 基金拠出額

200,000百万円

### (2) 当年度末基金拠出者数

7名

### (3) 基金拠出者

| 基金拠出者の氏名又は名称       | 当社への基金拠出状況 |        |
|--------------------|------------|--------|
|                    | 基金拠出額      | 基金拠出割合 |
|                    | 百万円        | %      |
| 株式会社三井住友銀行         | 71,000     | 35.5   |
| 住友生命第5回基金流動化特定目的会社 | 50,000     | 25.0   |
| 住友生命第4回基金流動化特定目的会社 | 30,000     | 15.0   |
| 三井住友信託銀行株式会社       | 26,000     | 13.0   |
| 株式会社みずほ銀行          | 15,000     | 7.5    |
| 三井住友海上火災保険株式会社     | 6,000      | 3.0    |
| 株式会社三菱東京UFJ銀行      | 2,000      | 1.0    |

(注) 住友生命第4回基金流動化特定目的会社および住友生命第5回基金流動化特定目的会社は、基金債権を裏付け資産とする特定社債を発行し、発行代わり金を基金債権の購入資金に充当しております。

## 5. 会計監査人に関する事項

### (1) 会計監査人の状況

(単位: 百万円)

| 氏名又は名称                                                            | 当該事業年度に係る報酬等                                                                                  | その他                                                                                                                                                                                                                                                      |
|-------------------------------------------------------------------|-----------------------------------------------------------------------------------------------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 有限責任あずさ監査法人<br>指定有限責任社員 天野 秀樹<br>指定有限責任社員 橋本 克己<br>指定有限責任社員 鈴木 崇雄 | 232*<br><br>※当社と会計監査人との間の監査契約において、保険業法に基づく監査と金融商品取引法に準じた監査の監査報酬の額を明確に区分できないため、その合計額を記載しております。 | 監査委員会は、会計監査人の監査計画の内容、会計監査の職務遂行状況および報酬見積りの算出根拠などが適切であるかについて確認した結果、会計監査人の報酬等について、同意を行っております。<br>また、当社は、会計監査人に対して、公認会計士法(昭和23年法律第103号)第2条第1項の業務以外の業務である「会計および財務報告プロセスに関する助言業務」、「団体年金保険管理・特別勘定運用業務、退職給付債務(PBO)計算業務および年金制度管理業務に係る内部統制の保証業務」等についての対価を支払っております。 |

(注) 当社及び当社の子会社が支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額は266百万円です。

### (2) 責任限定契約

該当事項はありません。

### (3) 会計監査人に関するその他の事項

イ. 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

1. 監査委員会は、保険業法第53条の9第1項に定める事由に該当すると認められる場合には、会計監査人の解任適否の検討を行います。監査委員会は、監査委員全員の同意により、解任することが妥当と判断する場合には、会計監査人を解任します。
2. 監査委員会は、前項に定める事由に該当すると認められる場合のほか、会計監査人が職務を適正かつ適切に遂行することが困難と認められる場合には、会計監査人の解任適否の検討を行います。監査委員会は、総代会決議により会計監査人を解任することが妥当と判断する場合には、総代会に提出する会計監査人の解任の議案の内容を決定します。
3. 監査委員会は、会計監査人の職務遂行状況、監査体制および独立性などが不適切と認められる場合には、会計監査人の不再任の検討を行います。監査委員会は、会計監査人を不再任とすることが妥当と判断する場合には、総代会に提出する会計監査人の不再任の議案の内容を決定します。

ロ. 当社の重要な子法人等のうち、Symetra Financial Corporationは、当社の会計監査人以外の監査法人の監査を受けておりません。

## 6. 業務の適正を確保するための体制

当社は、経営の根本精神を表した企業理念である「経営の要旨」を頂点とし、「経営の要旨」に示された当社の普遍的な使命をCSRの視点から再整理した「CSR経営方針」、および中長期的に実現すべき顧客視点から見た会社のめざすべき姿を示す「住友生命ブランドビジョン」を経営方針としている。

これらによって構成される経営方針に則り、業務の健全性および適切性の確保に向けた内部統制システムの整備に係る基本方針として、保険業法第53条の30第1項第1号口およびホの規定に基づき取締役会が本方針を定め、役職員に対して周知徹底を図るとともに法令に基づく開示を行う。

当社は、本方針に則って内部統制システムを整備するとともに、取締役会においてその実効性を検証し、必要な改善を図ることとするほか、内部統制システムの運用状況の概要の開示を行う。

### 1. 監査委員会の職務の執行のための体制

#### ①監査委員会の職務を補助すべき取締役および使用人に関する事項

- 監査委員会の直属の組織である監査委員会事務局を置く。
- 監査委員会事務局には、監査委員会または監査委員会が選定する監査委員の指示命令に基づき監査委員会を補助する監査委員会事務局長および職員(以下、あわせて「所属職員」という)を配置する。
- 監査委員会事務局に関する以下の事項について、あらかじめ監査委員会の同意を得る。
  - 定員および予算
  - 所属職員の異動、給与、考課および賞罰

#### ②監査委員会への報告に関する体制

- 次に掲げる方法により、監査委員会への報告体制を確保する。
  - 重要な会議への監査委員の出席
  - 当社およびグループ会社(「グループ会社経営管理方針」に定めるものをいう)の取締役、執行役、監査役、執行役員その他の使用人またはこれらの者から報告を受けた者からの監査委員会または監査委員会が選定する監査委員への報告
- 監査委員会への報告を要する事項は次に掲げる事項とする。
  - 担当執行役(担当執行役員を含む。以下同じ。)以上の職位によって決裁された事項
  - 会社に著しい損害を及ぼすおそれのある事実(グループ会社における事実を含む)
  - 法令または定款に違反する重大な事実(グループ会社における事実を含む)
  - 内部通報制度における通報状況(国内の子会社における通報状況を含む)
  - 内部監査の実施状況およびその結果(グループ会社を対象とするものを含む)
  - その他監査委員会が報告を求める事項
- bに掲げる報告を行った者に対して、不利な取扱いを行わない。

#### ③監査委員の職務の執行(監査委員会の職務の執行に関するものに限る。)について生ずる費用の前払または償還の手続その他の当該職務の執行について生ずる費用または債務の処理に係る方針に関する事項

監査委員会は、その職務の遂行上必要と認める費用については、あらかじめ予算を計上する。また、緊急または臨時に支出した費用については、監査委員会の職務の執行に必要でないと認められる場合を除き、これを負担する。

#### ④その他監査委員会の監査が実効的に行われることを確保するための体制

- 監査委員会には常勤の監査委員を置き、原則として常勤の監査委員は社内取締役とする。
- 内部監査企画部長および内部監査部長(以下、あわせて「内部監査部門長」という)の選任にあたっては、あらかじめ監査委員会の同意を得る。
- 監査委員会または監査委員会が選定する監査委員は、監査職務を遂行するために必要があるときは、内部監査部門長に対して必要な報告または調査を指示する。内部監査部門長は、監査委員会または監査委員会が選定する監査委員の指示あるときは、当該指示に従い、必要な対応を講じる。
- 前3項ならびに前記a、bおよびcに定めるもののほか、「監査規則」にも留意し、監査委員会と代表執行役等との意思疎通・情報交換を行うための体制を整備するなど監査委員会の監査が実効的に行われるために必要な体制を確保する。

#### 「監査委員会の職務の執行のための体制」の運用状況の概要

監査委員会の職務の執行に資するべく、①から④に記載の体制整備等を実施している。

### 2. 業務の適正を確保するための体制

#### ①執行役および使用人の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制

- 経営方針および役職員の行動の基本原則を定めた「住友生命グループ行動憲章」によって、高い企業倫理に則った適正な事業活動の遂行を図る。
- 法令等遵守に関する基本的な枠組みを定めた「法令等遵守方針」、保険募集の適正確保に向けた「保険募集管理方針」、および「内部監査方針」に基づき、以下のとおり法令等遵守を徹底する。
  - コンプライアンス統括部が全社の法令等遵守に関する事項を一元的に管理する。
  - 内部通報制度を設けるとともに公益通報者の保護を図ることで、自浄機能を高める。
  - コンプライアンス統括部担当執行役は、法令等遵守に関する重要事項を取締役会に報告するとともに、監査委員会との意思疎通を図る。
- 執行役の選任にあたっては、候補者の知識経験および社会的信用等を適切に勘案する。
- 市民社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力に対しては、「反社会的勢力対応方針」に基づき、断固たる態度で組織的に対応することにより、同勢力との関係を遮断し排除する。

#### 「執行役および使用人の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制」の運用状況の概要

規定、組織等を整備するとともに、管理方針等に即した運用を行っており、適切に機能している。  
また、平成27年度においては、内部通報受電窓口の社外一元化や反社会的勢力への対応の高度化を実施している。

#### ②執行役の職務の執行に係る情報の保存および管理に関する体制

保存すべき情報および保存期間を規定する「情報保存規程」に基づき情報の保存および管理を行い、保存期間内の情報を閲覧できるものとする。

#### 「執行役の職務の執行に係る情報の保存および管理に関する体制」の運用状況の概要

規定、組織等を整備するとともに、管理方針等に即した運用を行っており、適切に機能している。  
また、平成27年度においては、電子決裁システムの導入を決定し、平成28年4月から運用を開始することとしている。

## ③損失の危険の管理に関する規程その他の体制

- a. 全社の統合的なリスク管理に関する基本的な枠組みを定めた「統合的リスク管理方針」、およびリスクの種類に応じた各リスク管理方針に基づき、以下のとおりリスク管理を行う。
  - (1) リスク管理統括部が全社の統合的なリスク管理を行うとともに、各リスク管理部門が各リスクを管理する。
  - (2) リスク管理統括部担当執行役は、リスク管理に関する重要事項を取締役会に報告するとともに、監査委員会との意思疎通を図る。
- b. 通常のリスク管理だけでは対処できないような危機発生時の対応を定めた「危機管理規程」に基づき、危機対応を行う。また、危機発生により、業務の継続が通常の方法では困難となる場合は、「業務継続計画（BCP）」に基づき、重要業務継続に向けた対応を行う。

## 「損失の危険の管理に関する規程その他の体制」の運用状況の概要

規定、組織等を整備するとともに、管理方針等に即した運用を行っており、適切に機能している。  
また、平成27年度においては、統合的リスク管理の実効性の向上およびグループベースでのリスク管理の高度化に向けた取組みを実施しているほか、危機管理態勢および業務継続計画の整備や大規模災害対応訓練について継続して取り組んでいる。

## ④執行役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

- a. 組織・事務分掌を定めた「組織規程」および決裁方法・職位を定めた「職務権限規程」等の社内規定に基づき、業務の適切かつ効率的な役割分担と相互牽制を図る。
- b. 経営計画の枠組みを定めた「経営計画規程」に基づき経営計画を策定し業務を執行するとともに、定期的に振返りを行い必要な改善を図る。

## 「執行役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制」の運用状況の概要

規定、組織等を整備するとともに、管理方針等に即した運用を行っており、適切に機能している。  
また、平成27年度においては、指名委員会等設置会社への移行を行う中で取締役会付議基準の見直しを行う等、体制の見直しを行っている。

## ⑤相互会社およびその実質子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

- a. 当社およびグループ会社それぞれが高い企業倫理に則り公正な事業活動を行うことで、企業集団の業務の適正が確保されるよう、「住友生命グループ行動憲章」を制定する。
- b. 「グループ会社経営管理方針」および経営管理に関する契約に基づき、以下の事項を含むグループ会社の経営管理を行う。
  - (1) グループ会社の経営状況等に関する取締役会または経営政策会議への報告
  - (2) 子会社におけるリスク管理に関する規程の整備およびグループ会社リスク管理計画の策定・定期的な振返り
  - (3) グループ会社経営管理計画および子会社における年度経営計画の策定・定期的な振返り
  - (4) 子会社における法令等遵守に関する規程の整備およびコンプライアンス・プログラムの策定・定期的な振返り
- c. 必要に応じて当社の役職員をグループ会社の監査役または取締役として派遣し、グループ会社の内部統制システムの有効性を確認する。

## 「相互会社およびその実質子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制」の運用状況の概要

規定、組織等を整備するとともに、管理方針等に即した運用を行っており、適切に機能している。  
また、平成27年度においては、シメトラ社の買収に伴う体制整備等、グループ会社の経営管理態勢の高度化に向けた取組みを行っている。

## ⑥顧客保護が図られることを確保するための体制

お客さまの保護および利便性の向上に向けた各管理方針に基づき、保険金等の支払をはじめとする保険契約にかかる業務の管理を行うとともに、お客さま情報の保護およびお客さまの利益が不当に害されることがないように利益相反の管理等を行う。

## 「顧客保護が図られることを確保するための体制」の運用状況の概要

規定、組織等を整備するとともに、管理方針等に即した運用を行っており、適切に機能している。  
また、平成27年度においては、情報管理面も含め、マイナンバー制度導入への対応を実施したほか、保険金等支払管理態勢の向上に努めている。

## ⑦内部監査の実効性を確保するための体制

- 内部監査の実効性が確保されるよう「内部監査方針」を定め、以下のとおり内部監査を行う。
  - (1) 内部監査を受ける各組織等から独立した内部監査企画部および内部監査部（以下、あわせて「内部監査部門」という。）が内部管理態勢等の適切性・有効性を検証し、課題・問題点の発見、内部管理態勢等の評価、改善に向けた提言およびフォローアップを行う。
  - (2) 内部監査部門の担当執行役は、内部監査に関する重要事項を取締役会に報告するとともに、監査委員会との意思疎通を図る。

## 「内部監査の実効性を確保するための体制」の運用状況の概要

規定、組織等を整備するとともに、管理方針等に即した運用を行っており、適切に機能している。  
また、平成27年度においては、指名委員会等設置会社への移行に伴い監査委員会との連携を図っているほか、グループガバナンスに係る監査を行う等、内部監査態勢の強化に向けた取組みを実施している。

## 7. その他

### <相互会社制度運営に関する事項>

- 平成27年9月9日、大阪府において総代候補者選考委員会が開催され、平成29年総代改選についての候補者の選考方針等が決定されました。
- 当年度中の審議会開催状況は次のとおりです。
  - 平成27年5月27日、東京都において審議会を開催し、平成26年度事業概況および決算案等について報告しました。
  - 平成27年11月26日、東京都において審議会を開催し、平成27年度上半期事業概況等について報告しました。
  - 平成28年2月18日、東京都において審議会を開催し、平成27年度第3四半期までの業績概況等について報告しました。
- 当年度中に全国各地の支社等において、合計90回ご契約者懇談会を開催し、1,805名のご契約者に出席いただきました。
- 当年度末現在の社員数は6,796,638名、総代数は179名です。

### <商品に関する事項>

- 平成27年9月25日、従来の介護保障商品よりも保障範囲を大幅に拡大し、所定の就労不能・要介護状態を保障する生活障害収入保障特約を発売しました。主力商品「Wステージ」「ライブワン」に本特約を付加したプランを「1UP(ワンアップ)」と呼称しております。本特約の主な特徴は以下のとおりです。
  - ・公的年金制度の障害年金1・2級もしくは公的介護保険制度の要介護2以上に認定された場合またはこれらに相当する当社独自基準に該当した場合に、毎年一定額の年金をお支払いします。
  - ・精神障害により公的年金制度の障害年金1・2級に認定された場合等に、基本年金額の3年分を一時金としてお支払いします。
  - ・従来の介護保障商品では一体であった生前保障と死亡保障を分離しました。生前保障である本特約と収入保障特約等の死亡保障を組み合わせることにより、それぞれのリスクごとの必要保障額に合った合理的な保障をご準備いただけます。
- 平成27年9月25日、特定重度生活習慣病保障特約「L i V(リブ)ガード」を発売しました。本特約は、従来提供していた重度の生活習慣病を保障する「リガード」「Vガード」を整理・統合したうえで、新たに重度の動脈疾患を保障対象に加え、9つの重度生活習慣病を保障する内容としております。
- 平成27年9月25日、従来の保険料払込免除特約を改定した保険料払込免除特約(15)を発売しました。本特約には、所定の就労不能・要介護状態またはがん(悪性新生物)を含む9つの重度生活習慣病に該当した場合に以後の保険料が不要となる「総合型」をはじめ、「生活障害・がん型」「生活障害型」の3つの型を設けております。
- 平成27年9月25日、介護保障終身保険特約(10)について、保障範囲を拡大する改定を行い、死亡または所定の就労不能・要介護状態に該当した場合に一時金をお支払いする生活障害終身保険特約を発売しました。

### <社会・文化貢献活動に関する事項>

- 「子育て支援」分野については、子育て支援事業「未来を強くする子育てプロジェクト」、全国の学童保育等の運営を支援する「スミセイアフタースクールプロジェクト」や子どもの情操教育支援を目的とする「こども絵画コンクール」を実施しました。
- 「次世代応援」分野については、若者の社会貢献活動を応援する「YOUNG JAPAN ACTION 浅田真央×住友生命」を実施しました。
- 「健康増進(介護・医療)」分野については、認知症サポーターの養成に取り組むとともに、認知症に関する活動やがんに関する活動を行っている団体へ助成を行いました。また、乳がんの早期発見、早期診断、早期治療の大切さを伝えるピンクリボン運動を応援しております。
- 職員の社会貢献意識の更なる向上を図るため、各地で職員がボランティア活動を行う「スミセイ・ヒューマニー活動」を推進するとともに、24時間テレビ「愛は地球を救う」に協賛し番組と連携した募金活動を実施しました。
- 東日本大震災により被災された方々への支援として、被災地でのボランティア活動を推進するとともに、復興支援に取り組む団体へ助成を行いました。
- 環境保護活動の一環として、サンゴ礁の保全に取り組む団体への支援活動「サンゴ礁保全プロジェクト」を実施しました。
- 当年度中に「社会及び契約者福祉増進基金」から総額8億72万6207円の助成を行いました。その内訳は、子育て支援事業に2億979万2403円、次世代応援事業に6810万3562円、健康増進事業に3102万208円、地域社会関連事業に619万6034円、地球環境保全事業に2340万円、一般財団法人住友生命福祉文化財団に3億8500万円、公益財団法人住友生命健康財団に7500万円、その他に221万4000円です。

### <会社役員に関する事項>

- 平成27年4月1日付で、取締役専務執行役員野呂幸雄および同本城正哉は代表取締役専務執行役員に、取締役常務執行役員篠原秀典は取締役専務執行役員に就任しました。
- 平成27年7月2日、定時総代会において、取締役に佐藤義雄、橋本雅博、山口博、野呂幸雄、本城正哉および藤沼亜起の6名が再任され、本林徹、大日向雅美、杉山武彦、山下徹および矢吹公敏の5名が新たに選任され、就任しました。
- 平成27年7月2日、臨時取締役会において、取締役佐藤義雄は取締役会長に選定され、就任しました。  
また、指名委員会、監査委員会および報酬委員会の委員および委員長が以下のとおり選定され、それぞれ就任しました。  
指名委員会：山下徹(委員長)、本林徹、大日向雅美、矢吹公敏、佐藤義雄、橋本雅博  
監査委員会：本林徹(委員長)、藤沼亜起、大日向雅美、杉山武彦、山口博  
報酬委員会：藤沼亜起(委員長)、杉山武彦、山下徹、矢吹公敏、佐藤義雄、橋本雅博  
執行役については以下のとおり選任・選定され、それぞれ就任しました。  
代表執行役：佐藤義雄  
代表執行役社長：橋本雅博  
代表執行役専務：野呂幸雄、本城正哉  
執行役専務：篠原秀典  
執行役常務：乾真人、大下亮、藤井裕嗣、青戸雅之、古河久人、荒木登志松、藤戸方人、河野伸三、松本英晴
- 平成27年11月30日の終了をもって、執行役藤井裕嗣は執行役を辞任しました。
- 平成27年12月1日付で、長瀬研一は執行役常務に就任しました。
- 平成28年3月27日の終了をもって、執行役大下亮および同青戸雅之は執行役を辞任しました。